

## テレビジョン放送電波受信障害防止対策に関する指導要綱

### (目的)

第1 この要綱は、中高層建築物によって生ずる放送電波の受信障害を未然に防止するため建築主が事前に行う措置を定め、良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放送電波                    テレビジョン放送電波をいう。
- (2) 受信障害                    中高層建築物の建築により放送電波の受信に支障を来すことをいう。
- (3) 中高層建築物                高さが10メートルを超える建築物又は工作物〔建築基準法(昭和25年法律第201号以下同じ。)第88条に規定するものに限る〕をいう。
- (4) 指定機関                    北海道電波障害防止協議会ならびにこれ以外の機関で電波受信障害調査及び改善の指導について経験と技術的能力を有するものをいう。

### (建築主の事前措置)

第3 建築主は中高層建築物を建築しようとする場合において、当該建築物の建築により受信障害を生ずるおそれがあるときは、当該建築物の確認申請書(建築基準法第6条第1項に規定する申請書をいう。以下「確認申請書」という。)を提出する前に、あらかじめ、指定機関の指導を受けてその影響が予想される地域の受信状況を調査し、建築後の受信障害を防止するために建築主がとるべき措置・方法等について記載した調書を作成し、関係地域の住民に説明する等の措置を講じなければならない。

### (関係書類の提出)

第4 建築主は、第3の規定により受信障害の防止について措置を講じたときは、確認申請書を提出する際、次の各号に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- (1) 第3に掲げる調書、第3の規定により住民に説明した内容を記載した書類。  
(別記第1号様式)
- (2) 誓約書(別記第2号様式)

### (建築主に対する指導)

第5 道及び市町村は、建築主が第3で定める措置をとらないで確認申請書を提出し

てきた場合において、道及び市町村が受信障害のおそれがあると認めるときは、当該建築主に対し、第3で定める措置をとるよう指導するものとする。

(適用除外)

第6 この要綱は、次の各号に掲げる中高層建築物については、適用しない。

- (1) 建築基準法第4条第1項及び第2項の規定に該当する市の区域内に建築される中高層建築物。
- (2) 建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事が置かれている市町村の区域内に建築される中高層建築物で当該建築主事の確認に係るもの。
- (3) 受信障害防止に関する条例又は要綱を制定している市町村の区域内に建築される中高層建築物。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

様式第1号

## テレビ受信障害予測調査及び住民説明実施報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

建築主 住所  
氏名 印

私はこの度 に中高層建築物を建築するにあたり、これによって生ずるテレビ受信障害の予測調査を行ったので報告します。  
また、上記調査結果に基づき対策について住民説明会を実施したので併せて報告します。

### 記

- 1 テレビ受信障害予測調査 別紙のとおり
- 2 住民説明実施結果
  - (1) 実施日時 平成 年 月 日 午前 時 午後
  - (2) 実施場所
  - (3) 住民参加人数 名
  - (4) 住民代表者 住所 氏名 電話
- 3 予測調査に当たって指導を受けた機関名

様式第2号

誓 約 書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所  
氏 名

印

私がこの度 に中高層建築物を建築するにあたっては、近隣住民と誠意をもって話し合いを行い放送電波受信障害によって紛争を生じさせないように努力します。